

一般社団法人エル・システムジャパンと公益社団法人才能教育研究会との
事業協力協定書

一般社団法人エル・システムジャパン(以下「甲」という。)と公益社団法人才能教育研究会(以下「乙」という。)は、相互の連携協力により、甲が国内各地にて、地方自治体と共同で実施している弦楽器教室活動のため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が有する人的資源や資産を活用し、相互に幅広い連携・協力関係を深め、音楽活動を通じて、子どもたちの協調性や忍耐力、自己表現力などの社会性を身に着けることを目的とする。

(協定の対象となる活動)

第2条 本協定の対象となる活動は、次のとおりとする。

- (1) 甲が国内各地にて、地方自治体と共同で実施している弦楽器教室活動
- (2) その他甲・乙がともに認める活動

(協力支援事項)

第3条 この協定により甲が乙に協力支援を要請する事項は、次のとおりとする。

- (1) 音楽講師(以下「丙」という)の派遣
 - ・ 期間：通年
 - ・ 勤務時間：週 1、2 回程度、9 時～20 時のうち 2～8 時間（詳細条件は甲乙協議の上決定）
 - ・ 契約形態：派遣講師との業務委託契約（詳細条件は甲丙協議の上決定とするが、乙は丙の代理として契約内容を協議する）
 - ・ 経費：業務執行に伴う交通費、出張旅費、丙への報酬、その他必要経費は甲が負担し、丙に支払うものとする。
ただし、支出を伴う職務権限は甲の代表理事決済とする。
- (2) 音楽教育教材の提供
 - ・ 乙は甲に対し、第 2 条の活動内に限り、著作権が乙にある教材の一部を複製して使用することを許可する。ただし、複製物には著作権が乙にあることを明示し、当該活動への参加者以外の第 3 者への譲渡は許可しない。
- (3) 音楽研修への見学及び参加の許可
 - ・ 乙は甲に対し、乙が主催する音楽研修を見学することを許可する。
 - ・ 乙が主催する音楽研修への甲の参加は、詳細条件につき甲乙間で協議するものとする。
- (4) その他甲・乙がともに必要と認める事項

第4条 この協定により乙が甲に協力支援を要請する事項は、次のとおりとする。

(1) 本事業の紹介

- ・甲は第2条の活動に関し、乙との事業協力を広報活動において積極的に紹介する。
- ・甲は第2条の活動に関し、乙の広報活動において甲との事業協力を紹介することを許可する。

(2) その他甲・乙がともに必要と認める事項

(協力支援体制等)

第5条 乙は、甲の支援要請に対応し、支援体制を構築するものとする。

- (1) 乙は、第3条の要請に応じるため、担当者及び連絡方法等を定め甲に報告するものとする。変更等があった場合もまた同様とする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から2年間とする。ただし、その間の連携協力内容の評価を行い、甲乙合意により更新することができる。

(その他)

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年8月1日

甲 東京都千代田区神田小川町3番24号
大栄堂第2ビル3階
一般社団法人エル・システム ジャパン

代表理事

菊川



乙 長野県松本市深志3-10-3
公益社団法人才能教育研究会

代表理事

早野龍五

